

# 投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2026.7.25



始めやすい。続けやすい。  
**eMAXIS Slim**  
イーマキシス スリム

eMAXIS専用サイト <https://emaxis.am.mufig.jp/>



※販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。



ファンドのiDeCo取扱先は「eMAXIS SlimシリーズiDeCo取扱先」まで  
[https://www.am.mufig.jp/basic/ideco/sales\\_slim.html](https://www.am.mufig.jp/basic/ideco/sales_slim.html)

## eMAXIS Slim 先進国債券インデックス (除く日本)

追加型投信／海外／債券／インデックス型

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

| 商品分類    |        |               |         | 属性区分   |      |              |           |       |                                  |
|---------|--------|---------------|---------|--------|------|--------------|-----------|-------|----------------------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 補足分類    | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域       | 投資形態      | 為替ヘッジ | 対象インデックス                         |
| 追加型     | 海外     | 債券            | インデックス型 | その他資産  | 年1回  | グローバル(日本を除く) | ファミリーファンド | なし    | その他(FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)) |

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(債券 一般 クレジット属性(高格付債))です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「eMAXIS Slim 先進国債券インデックス(除く日本)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年7月24日に関東財務局長に提出しており、2026年7月25日に効力が生じております。

### 委託会社:三菱UFJアセットマネジメント株式会社

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の合計純資産総額:61兆1,794億円

(2026年4月30日現在)

ホームページアドレス

<https://www.am.mufig.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

### 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

日本を除く先進国の債券市場の値動きに連動する投資成果をめざします。

## ファンドの特色

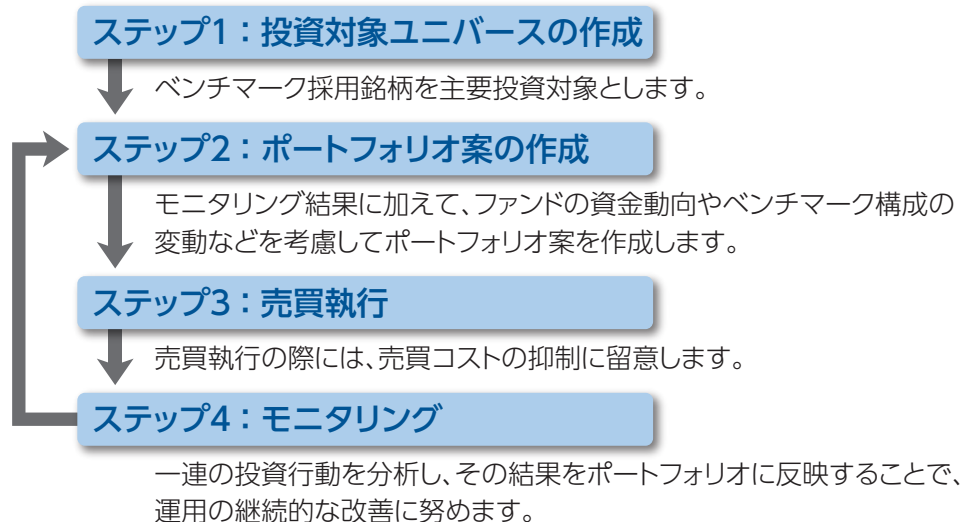
特色

1

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。

- FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)をベンチマークとします。

### <運用プロセスのイメージ>



❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。  
👉 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。  
([https://www.am.mufg.jp/investment\\_policy/fm.html](https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html))

特色

2

「外国債券インデックスマザーファンド」を通じて、主として日本を除く世界主要国の公社債に投資を行います。

- 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。
- ファンドが連動をめざすFTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は日本を除く世界主要国の国債(投資適格債)のみを対象としており、したがってファンドは日本を除く世界主要国の公社債の中から投資適格債を実質的な主要投資対象として運用を行います。

### <信用格付けについて>

高い ← 信用力 → 低い

| Moody's | 投資適格格付け |    |   |     |    | 投機的格付け |     |    |   |   |
|---------|---------|----|---|-----|----|--------|-----|----|---|---|
|         | Aaa     | Aa | A | Baa | Ba | B      | Caa | Ca | C | - |
| S&P     | AAA     | AA | A | BBB | BB | B      | CCC | CC | C | D |

Moody'sのAaからCaaまでの格付けには「1, 2, 3」、S&PのAAからCCCまでの格付けには「+,-」という付加記号を省略して表示しています。

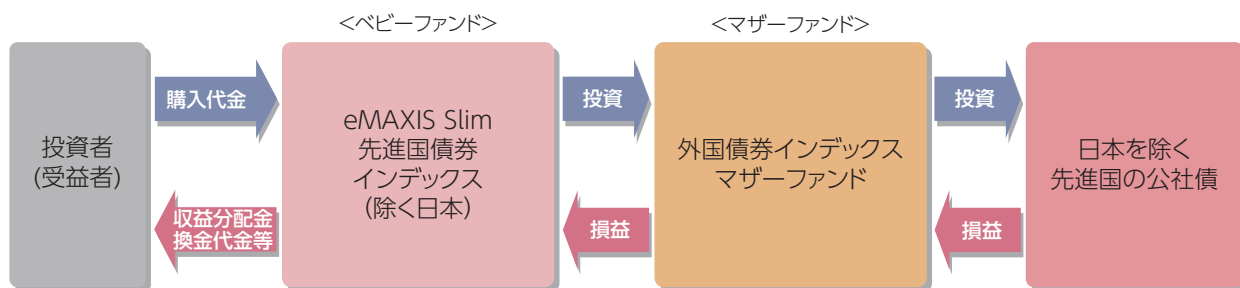


## 原則として、為替ヘッジは行いません。

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

## ■ファンドの仕組み

運用は主に外国債券インデックスマザーファンドへの投資を通じて、日本を除く先進国の公社債へ投資するファミリーファンド方式により行います。



## ■主な投資制限

|        |                                                                                    |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 外貨建資産  | 外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。                                                            |
| デリバティブ | デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 |

## ■分配方針

- 年1回の決算時(4月25日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。
- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE世界国債インデックス(除く日本)・データに基づき委託会社が計算したものです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



# 投資リスク

## ■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

### 価格変動 リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け組入公社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

### 為替変動 リスク

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

### 信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

### 流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

## ■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。  
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。  
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- 投資対象国における社会情勢の混乱や資産凍結を含む重大な規制の導入等による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性のリスクが大きくなる可能性があります。

## ■リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

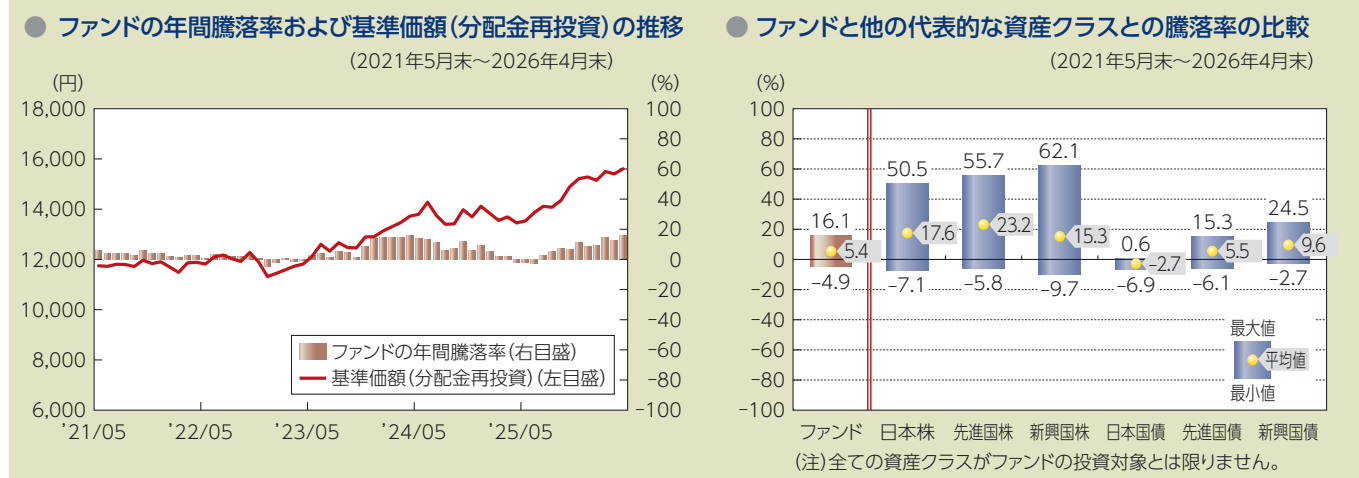
また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



# 投資リスク

## ■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものととして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## 代表的な資産クラスの指数について

| 資産クラス | 指数名                           | 注記等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本株   | 東証株価指数(TOPIX)<br>(配当込み)       | 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。                                                                               |
| 先進国株  | MSCIコクサイ・インデックス<br>(配当込み)     | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。                                                                                                                                                                                                               |
| 新興国株  | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み) | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。                                                                                                                                                                                                    |
| 日本国債  | NOMURA-BPI(国債)                | NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。                                                                                                     |
| 先進国債  | FTSE世界国債インデックス<br>(除く日本)      | FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 |
| 新興国債  | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド   | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。                                                                                                                                       |

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

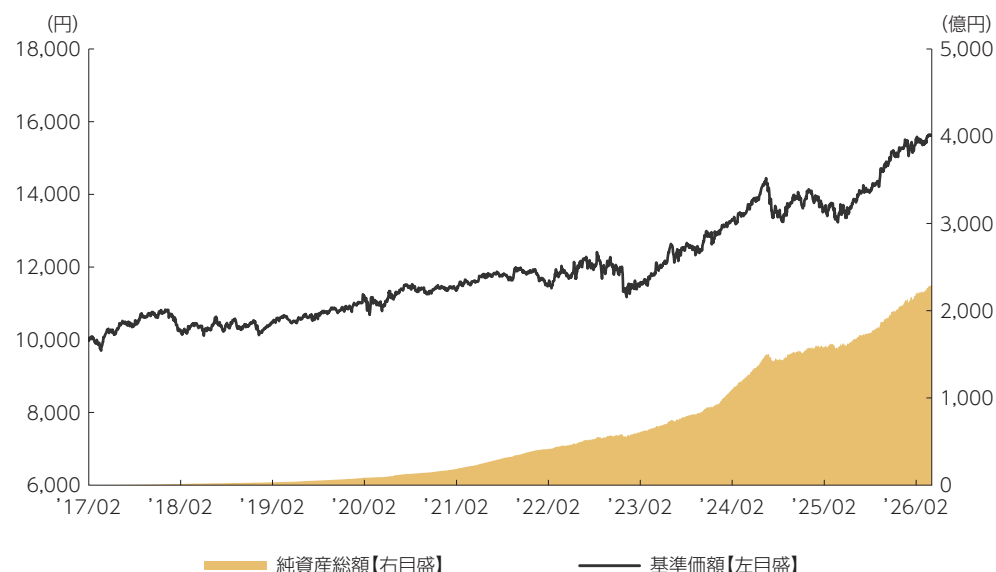


# 運用実績

2026年4月30日現在

## ■基準価額・純資産の推移

2017年2月27日(設定日)～2026年4月30日



- 基準価額は10,000を起点として表示
- 基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

## ■基準価額・純資産

|       |         |
|-------|---------|
| 基準価額  | 15,612円 |
| 純資産総額 | 2,288億円 |

●純資産総額は表示桁未満切捨て

## ■分配の推移

|         |    |
|---------|----|
| 2026年4月 | 0円 |
| 2025年4月 | 0円 |
| 2024年4月 | 0円 |
| 2023年4月 | 0円 |
| 2022年4月 | 0円 |
| 2021年4月 | 0円 |
| 設定来累計   | 0円 |

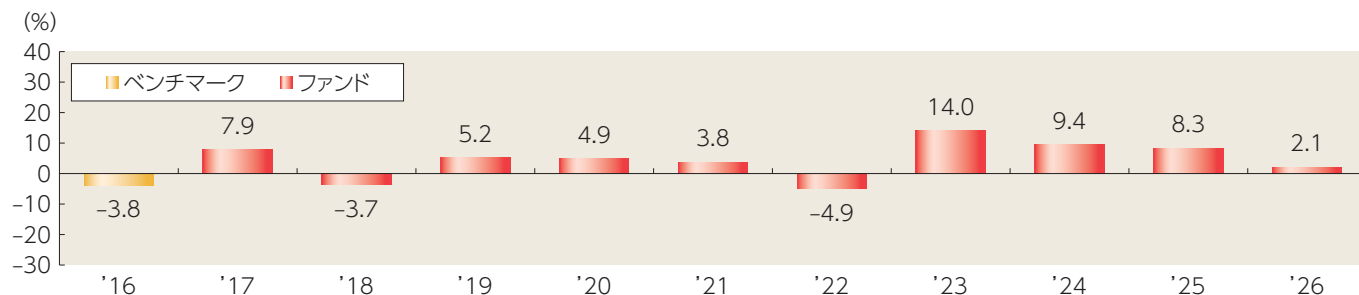
●分配金は1万口当たり、税引前

## ■主要な資産の状況

| 組入上位通貨       | 比率    | 組入上位銘柄                 | 種別 | 国・地域 | 比率   |
|--------------|-------|------------------------|----|------|------|
| 1 アメリカドル     | 45.7% | 1 1.625 T-NOTE 310515  | 国債 | アメリカ | 0.7% |
| 2 ユーロ        | 29.0% | 2 0.625 T-NOTE 300815  | 国債 | アメリカ | 0.7% |
| 3 中国元        | 12.5% | 3 1.25 T-NOTE 310815   | 国債 | アメリカ | 0.7% |
| 4 イギリスポンド    | 5.6%  | 4 0.875 T-NOTE 301115  | 国債 | アメリカ | 0.7% |
| 5 カナダドル      | 2.1%  | 5 2.375 T-NOTE 290515  | 国債 | アメリカ | 0.6% |
| 6 オーストラリアドル  | 1.4%  | 6 0.625 T-NOTE 300515  | 国債 | アメリカ | 0.6% |
| 7 メキシコペソ     | 0.9%  | 7 3.5 T-NOTE 330215    | 国債 | アメリカ | 0.6% |
| 8 ポーランドズロチ   | 0.7%  | 8 4.5 T-NOTE 270515    | 国債 | アメリカ | 0.6% |
| 9 マレーシアリンギット | 0.5%  | 9 3.375 T-NOTE 330515  | 国債 | アメリカ | 0.6% |
| 10 イスラエルシェケル | 0.5%  | 10 4.125 T-NOTE 321115 | 国債 | アメリカ | 0.6% |

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

## ■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額で計算
- 2017年は2月27日(設定日)から年末までの、2026年は年初から4月30日までの収益率を表示
- 2016年はベンチマークの年間収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



#

## ■ファンドの費用・税金



### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

|         |        |
|---------|--------|
| 購入時手数料  | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                                             |                                                                                                                                                                                                          |                  |                         |          |         |         |         |       |
|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-------------------------|----------|---------|---------|---------|-------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬)                            | 日々の純資産総額に対して、 <b>年率0.154%(税抜 年率0.140%)以内</b> をかけた額                                                                                                                                                       |                  |                         |          |         |         |         |       |
|                                             | 1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数／ 365)                                                                                                                                                           |                  |                         |          |         |         |         |       |
|                                             | ※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。                                                                                                                                                                       |                  |                         |          |         |         |         |       |
|                                             | 信託報酬率ならびに配分は、ファンドの純資産総額に応じて以下の通りとなります。                                                                                                                                                                   |                  |                         |          |         |         |         |       |
|                                             | ファンドの純資産総額に応じて                                                                                                                                                                                           | 信託報酬率<br>(税込 年率) | 配分(税抜 年率)               |          |         |         |         |       |
|                                             |                                                                                                                                                                                                          |                  | 合計                      | 委託会社     | 販売会社    | 受託会社    |         |       |
|                                             |                                                                                                                                                                                                          |                  | 500億円未満の部分              | 0.1540%  | 0.140%  | 0.0600% | 0.0600% | 0.02% |
|                                             |                                                                                                                                                                                                          |                  | 500億円以上<br>1,000億円未満の部分 | 0.1485%  | 0.135%  | 0.0550% | 0.0600% | 0.02% |
|                                             | 1,000億円以上の部分                                                                                                                                                                                             | 0.1430%          | 0.130%                  | 0.0500%  | 0.0600% | 0.02%   |         |       |
|                                             | ※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。                                                                                                                                                                           |                  |                         |          |         |         |         |       |
| (ご参考:上記信託報酬率を用いて計算したファンドの純資産総額ごとの実質信託報酬率の例) |                                                                                                                                                                                                          |                  |                         |          |         |         |         |       |
| ファンドの純資産総額                                  |                                                                                                                                                                                                          | 1,800億円          | 2,300億円                 | 2,800億円  |         |         |         |       |
| 実質信託報酬率(税込 年率)                              |                                                                                                                                                                                                          | 0.14759%         | 0.14659%                | 0.14595% |         |         |         |       |
| <各支払先が運用管理費用(信託報酬)の対価として提供する役務の内容>          |                                                                                                                                                                                                          |                  |                         |          |         |         |         |       |
| 支払先                                         | 対価として提供する役務の内容                                                                                                                                                                                           |                  |                         |          |         |         |         |       |
| 委託会社                                        | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等                                                                                                                                                                  |                  |                         |          |         |         |         |       |
| 販売会社                                        | 交付運用報告書等各种書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等                                                                                                                                                                        |                  |                         |          |         |         |         |       |
| 受託会社                                        | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等                                                                                                                                                                          |                  |                         |          |         |         |         |       |
| その他の費用・<br>手数料                              | 以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。                                                                                                                                                                                |                  |                         |          |         |         |         |       |
|                                             | ・監査法人に支払われるファンドの監査費用<br>・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料<br>・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用<br>・マザーファンドの換金に伴う信託財産留保額<br>・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等<br>※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。 |                  |                         |          |         |         |         |       |

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。



#

# MEMO



ファンドのiDeCo取扱先は「eMAXIS SlimシリーズiDeCo取扱先」まで  
[https://www.am.mufig.jp/basic/ideco/sales\\_slim.html](https://www.am.mufig.jp/basic/ideco/sales_slim.html)



目論見書を読み解くガイド  
[https://www.am.mufig.jp/basic/first\\_time/faqpoint/index.html](https://www.am.mufig.jp/basic/first_time/faqpoint/index.html)